INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.228 2024 年 07 月 16 日

台湾特許審査基準の一部改訂について

今般、台湾特許庁は特許審査基準の一部（第二篇「発明特許における実体審査」の第 1 章、第 3 章、第 11 章、第 14 章及び、第五篇「無効審判」の第 1 章）を改訂し、2024 年 07 月 01 日より施行することになりました。

主な改訂点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. WIPO 標準 ST.26XML に準拠した配列表の提出。
2. 新規性擬制喪失（拡大先願）に該当する事例の追加。
3. 農薬品の関係官庁の名称変更及び、医薬品規制調和国際会議の新名称への変更。
4. 配列表の紙媒体の提出の場合にも WIPO 標準 ST.26 XML に準拠した配列表の電子ファイルの提出が必要。
5. 特許権の無効審判請求に係る利害関係人の定義の追加及び、知的財産事件審理法（原文：智慧財産案件審理法）の改正趣旨に沿った無効審判事件と特許権侵害訴訟の関係についての内容の修正。
6. 法律条文に対応する文言への修正。

以上

（出典：台湾特許庁）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。